平成２２年（フ）第２８０号
茨城県土浦市桜町２丁目11番10―101号　グリーンパーク土浦２
債務者　小川　和磨
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３２３号
茨城県石岡市東石岡５丁目２番13号
債務者　宮前たま江
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３３号
茨城県つくば市牧園３番地47
債務者　須藤　又吉
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３４号
茨城県つくば市牧園３番地47、前住所愛知県岡崎市戸崎町字牛転10番地　和光寮
債務者　須藤　吉範
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３５１号
茨城県土浦市大町７―21　大町マンション503、住民票上の住所北海道松前郡松前町字朝日65番地
債務者　斎藤　　巌
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７５号
茨城県結城郡八千代町大字水口583番地46
債務者　杉山　　勇
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３０４号
茨城県常総市古間木1655番地２
債務者　倉持さち子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５４１号
千葉県船橋市本中山６丁目11番２―301号
債務者　高橋　政雪
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１００号
千葉県八千代市勝田台６丁目27番地３　フラットたかの101号
債務者　阿武　晴美（旧姓脇川）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２４号
千葉県市原市八幡1278番地１　302号
債務者　日和佐みや子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２２３号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番33棟208号
債務者　加藤　貴信
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２２８号
千葉市稲毛区あやめ台２番35棟502号
債務者　内山　一幸
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３５号
千葉県船橋市習志野台８丁目２番８―213号
債務者　福本　　勉
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３９号
千葉県市原市山田橋819番地１　フィネス山田橋105
債務者　戸枝美智子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２７８号
千葉市中央区浜野町971番地１
債務者　菊池　設夫
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４４２号
石川県白山市長屋町イ16番地15
債務者　石井由香里
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４５２号
金沢市三口町火81番地８
債務者　中田　　純
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
金沢地方裁判所